

阿知須町民憲章

- 一、勤労を尊び、奉仕の精神で励みます。
- 一、スポーツに親しみ、健康で明るいくらしを築きます。
- 一、生涯を通して学び、うるおいのある生活を求めます。
- 一、きまりを守り、温かい心のふれあいを広げます。
- 一、伝統と自然を大切にし、住みよいまちをつくりま

昭和61年

11/5

№419

山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 4111番(代) 754-12

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行



話題・家族
見たり ⑩
聞いたり

徳本佳和さんの指揮で合唱（歌っているのは右から、徳本知恵子さん、真重章さん・冨美子さん、西村哲さん・宏子さん）

目標はメンタル・
♪ ハーモニー
「コールあじす」に
三組の夫婦
真重さん（中村区）
徳本さん（小南区）
西村さん（井関区）

毎週金曜日の夜、町公民館から美しいコーラス（合唱）が流れる。

「メンタル・ハーモニー（心の調和）」を目標に集まった町内で唯一の混成合唱団「コールあじす」（会員男性十人、女性十五人）の練習である。

構成メンバーは三十歳代から五十歳代の「パパさんママさん」たちばかり。自営業、会社員、公務員、……と年齢も職業もまちまち。その中で、コーラスの生命であり、会員も誇りにしている「チームワーク」づくりをリードし、あるいは支えているのが三組の夫婦。

会長で低音部を担当している真重章さん（酒店経営、妻）と中音部の冨美子さん（指揮者の徳本佳和さん（手取興産勤務、妻）と中音部の知恵子さん。低音部の西村哲さん（町役場勤務、妻）と高音部の宏子さん（病院勤務）である。

結成のきっかけは「中学校の文化祭で、育友会でコーラスを発表したときの感激が忘れられなくて……青

年団コーラスOBとママさんコーラスの人たちに呼びかけて、昭和五十一年一月につくりました」と真重章さん。

以来九年間「毎年開かれる県のママさんコーラスと町文化祭での発表をめざしてがんばってきました。曲目は日本民謡・ロシア民謡・ポヘミア民謡など世界各国の民謡や黒人霊歌などで、数えきれません。無伴奏で歌う混声コーラスは県下でも珍しいようです」とのこと。大会で「うまく歌い終わらなかつたときの満足感ほ本当に最高です。みんな、このために練習しているようなものです」と三組の夫婦が、異口同音に話す。

夫婦で同じ趣味を持つていることは「とても楽しいですよ。いつも家庭に音楽が流れています……。子どもたちは、私たちを心よく練習に送り出してくれま

す。でも、みんなで練習したあと「男性軍はミーティングと称しての『お酒のつきあい』を楽しみにしているのかも」と奥さん連中。これもメンタル・ハーモニーを追求しているからかもしれませんね。

◆ コールあじすでは会員を募集。希望者は事務局の磯崎英規さん（繩南電話四五五四、有線二七七六）まで。

第三回定例議会

教育 沢野氏・固定資産評 委員 林氏を再選

第三回定例議会は九月十二日から十月十一日まで開かれ九議案を審議し、全議案とも原案どおり可決しました。

定例会は年四回開催されますが、今回は改選後初の定例会とあって、議員十八人のうち十三人が一般質問にたちま

議決した主な事項は次のとおり

- ▽教育委員の任命 沢野憲章氏(五九)引野・僧職を再選
▽固定資産評価審査委員の選任 林昇氏(六八)杖川・農業を再選
▽昭和六十一年度阿知須町一

増築の二部屋が完成

宇部市火葬場の待合室

今年八月から行われていた宇部市火葬場の待合室増築工事がこのほど完了。十月二十七日に竣工式が行われ、二十八日から利用されています。

阿知須町では今年の四月から宇部市火葬場を利用するようになりましたが、本町が加わったことで、今までの三軒分の待合室にさらに四軒分の四部屋(各十五畳)の増築工

般会計補正予算(三号) 大雨による道路損壊など災害復旧費三千二百二十万二千円を

は国庫補助金、地方交付税などを見込み、歳入歳出とも合計十六億九千四百九十九万二千円に補正。
その他、国民健康保険、老人保険の特別会計も管理費など追加補正。

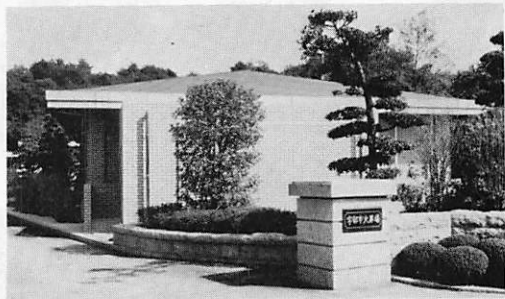
▽昭和六十年年度阿知須町水道事業会計決算の認定 別記
▽請願 議案とは別に議員を紹介者として「国鉄分割・民営化に反対し国鉄を守る請願」

事を行っていたもの。

これらで葬儀の多い日でも待合室が混雑することもなく、火葬が終わるまでの約一時間半座ってゆっくり待つことができるようになりました。

工費は本体工事に約五千五百六十万円、電気工事に約六百万円(うち本町持ち出し分約三千万円)

なお四月以降十月二十五日までの町内の死亡者は三十四人。みんなこの火葬場を利用されました。(写真は待合室の外観)



と「現行非課税貯蓄制度の廃止に反対する意見書の提出を求めめる請願書」の二つが出されましたが、二つとも採択がきまり総理大臣をはじめ関係大臣、機関に請願書を送付することになりました。

厳しい収支決算

水道 事業

昭和六十年(60年4月)の阿知須町水道事業の収支決算は水道事業収益収支は一万九千二百三十一円の欠損でした。しかし、これは町の一般会計から四千七百四十五万円の補助があったため、実際の水道事業だけの収支はこの二つの金額を合わせた金額となるので、実質は非常に厳しい内容となっています。

本町の上水は昭和五十八年以降、山口小郡広域水道企業団(一市三町で構成)から受けていますが、経理は地方公営企業法の適用を受け、それぞれ市・町で行っています。現在、山口小郡広域水道の給水人口は約三万人。阿知須町は六十一年三月末現在千七百一十戸(約六三〇〇人)で町内の普及率は約七五%。一日最大配水量は、九四五立方メートル。平均一、四〇五立方メートル。つまり、ドラム管七千二百五本分を本町が買っている計算です。

町内に布設している水道管は口径三センチから四十五センチまでで、その総延長は五十三キロメートルになります。町が広域水道から買う水は一立方メートル当り八十五円、これに職員給与、支払利息、施設の償却費、その他を加えたものが各家庭の水道料金となりますが、その額は二百六十五円です。しかし、一般会計からの補助があるため実際には平均百五十八円の料金しか受けていない計算です。

しかも、実際には水漏れやごみ集積場の清掃用に設置されている蛇口、その他消火栓などから使った水は料金が入らないため、広域水道企業団から受けた水が全部収入につながらないのが実情です。

年度内の工事は河内地区に径五十七センチのビニール管四百十メートル、岡地区に同じく三百四十七メートルの水道管を布設しました。

ダブルトライアン グル構想の中で



社団法人吉南青年会議所は発足十周年記念事業として、この地域をどう考え、どのように発展させるか調査・検討・研究を進めてきましたが、その成果をまとめました。

その中に阿知須町についてはどのような見方をしているか、冊子『ダブルトライアン グル構想』の中から阿知須町について「現状」と「将来」を述べています。

吉南青年会議所は小郡町を中心に山口市南部(嘉川・佐山地区)阿知須町・秋穂町の一市三町の四十歳未満の実業家をもって昭和五十二年に発足、その組織は全国組織につながっています。

『ダブルトライアン グル構想』とはいま「山口県の中核都市をつくらう、そのためには山口市・防府市・小郡町を三角形のように結んで地域開発をしよう」という考え方が有識者の中で検討されているのに加えて、小郡・阿知須・秋穂・小郡を結ぶ地域をも含めて開発構想にとり入れ、県の中央部を一層発展させたいとの考えにたつものです。

一次はその「将来」の項の概要です。阿知須町は宇部・小野田広域市町村圏に属し、経済的・人的交流が深い一方、行政的には山口・防府市町村圏に属しているという難しい地域性をもっている。現在までの町勢停滞の一因に経済と行政の離反ということも妥当かもしれない。しかし今後、山口テクノパーク(佐山工業団地)秋穂大橋などの計画が進めば山口・防府地域との経済的つながりも深まるものと考えられるし、宇部テクノポリスの居住・レクリエーション地域としての役割を担うために宇部圏との行政的つながりも大きくなって行くであろう。そのためには経済・行政を一つにした対応が必要である。

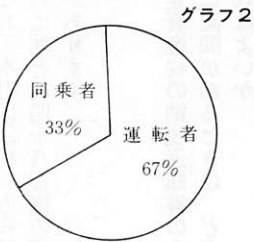
地域的には交通の利便性、温暖な気候からしてレク地域としては申し分なく、秋穂大橋実現となれば最高の条件となる。

しかし、年輩者のいう「小鳥のさえずる空気のきれいな田園風景」を保ちながら、若者の望む「開発の可能性が感じられる活気のあるまちづくり」ということは非常に難しいことかもしれない。今後は行政と若者、行政と年輩者、若者と年輩者、農業者と商工業者……といったような縦横の話し合いの中からコンセンサス(合意・一致点)を得て新しい町の創造が期待される。

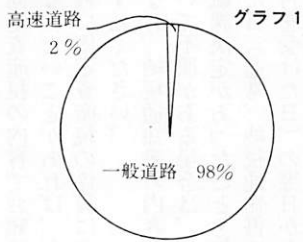
あなたのためです シートベルト

11月からすべての道路で非着用は違反点1点

自動車乗車中の状態別死亡率率



道路種類別死亡事故発生率



「高速道路でもないのに、なぜシートベルトを……」と思っても、なんと死亡事故の九八%は一般道路で発生しているのです。(グラフ1) また、自動車乗車中の事故

死亡事故の九八%は一般道路で発生

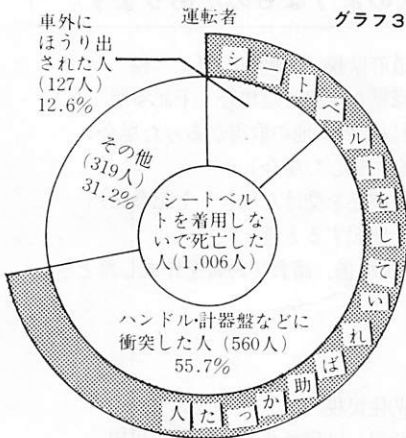
道路交通法の一部改正により、昭和六十年九月からすべての道路でのシートベルトの着用が義務づけられ、高速道路での運転者のシートベルト非着用には行政処分点数(違反点)一点がつくようになりました。さらに今年の十一月一日から、道路交通法施行令の一部改正に伴い、すべての道路での運転者と助手席の同乗者のシートベルト非着用にも行政処分点数一点がつくようになりました。今回の改正の内容についてみましょう。

死亡した人の三人に一人は同乗者です。(グラフ2)

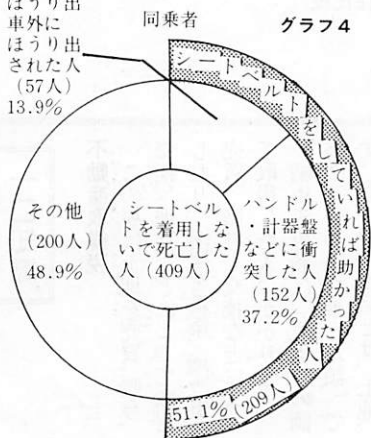
シートベルト着用で運転者の三人に二人は助かっていた

今年一月から六月までの半年間の交通事故でシートベルトを着用しないで死亡した人のうちシートベルトをしていれば助かっていたと思われる人は、運転者が約三人に二人、同乗者が約二人に一人の割合になっています。(グラフ3、4)

昭和61年1~6月



ほうり出車外にほうり出された人



どんな場合に違反点がつくか

- 一般道路でも ●高速道路でも…
- ①運転者がシートベルトを着用しないで運転した場合。
運転者に違反点1点がつきます。
- 一般道路でも… ●高速道路でも…
- ②助手席同乗者にシートベルトを着用させないで運転した場合。
運転者に違反点1点がつきます。

適用が除外される主な場合

運転者

- ①後退(バック)するとき。
- ②身体が著しく大きい、または小さい等、適切に装着できない者。
- ③疾病等のためシートベルトを装着することが適当でない者。
- ④緊急自動車等の特殊な業務に従事する者等。

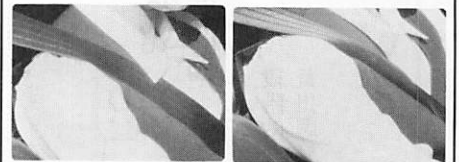


同乗者

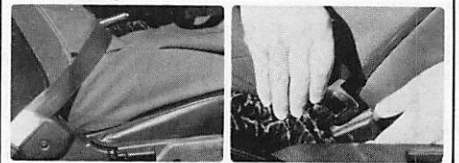
- ②~④のいずれかに該当する者を助手席に乗せた場合等。



シートベルトは正しく締めてこそ、あなたの命綱になります。



●肩ベルトは、肩からははずれず首に当たらず、肩の中央付近にぐるまるように締める。



●ベルトはねじれないように。

●背もたれをあまり倒さずシートに深く腰かけ、腰ベルトが腹にかからないように骨盤を巻くようにしてしっかり締める。

●バックルは「カチッ」と音がするまで確実に締める。

シートベルト着用義務内容

昭和60年9月1日施行

- ①自動車の運転者は、シートベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。
罰則 なし ▶違反点 1点
- ②自動車の運転者は、シートベルトを装着しない者を助手席に乗せて自動車を運転してはならない。
罰則 なし ▶違反点 1点
- ③自動車の運転者は、後部座席の同乗者にもシートベルトを装着させるように努めなければならない。
罰則・違反点 なし

ノーヘルも違反点1点

●原動機付自転車及び自動二輪車の運転には、全ての道路でヘルメットの着用が義務づけられています。
<昭和61年7月5日から>



税務課の巻

税務課の固定資産税係に
固定資産税について聞いて
みましょう。

土地や家屋などにかかる税金
にはどのようなものがあるか

土地や家屋などを取得した
したとき、持っているとき、
貸したとき、売ったときにか
かる税金で、国と県と阿知須
町に納めなければならないも
のは下表のとおりです。

このうち、固定資産税とは
毎年一月一日現在で、土地、
家屋、償却資産（総称して固
定資産）を所有している人が
その固定資産の価格をもとに
算定される税額をその固定資
産の所在する市町村に納める
税金です。

固定資産税は本町の六十一
年度当初予算の約一七パーセ

ントを占める貴重な財源です。
なお、本町には約一万八千
筆の土地と約四千八百棟の家
屋があります。

固定資産税の納税通知書の内
容に疑問があるときは、どう
すればよいか

固定資産税の内容でお知り
になりたいことがあれば、お
気軽に固定資産税の係員にお
たずねください。

なお、納税通知書の内容に
ついて不服がある場合は、そ
の賦課決定があったことを知
った日（通常、納税通知書の
送付を受けた日）の翌日から
起算して六十日以内に、町長
に対して不服の申し立てをす
ることが出来ます。

ただし、固定資産評価委員
会に対して審査の申し出をす
ることが出来る事項について
は、町長に対して不服の申し
立てをすることはできません。

土地について、三年に一度評
価替えが行われ、次の評価替
えまでの間は価格が据え置か
れると聞いたのに、毎年税額
があがるのはなぜか

昨年度、評価替えを行いま
したが、三年に一度の土地の
評価替えに伴って税負担が一
挙に増加するのを緩和するた
め、前年度の税負担を基礎と

土地や建物などにかかる税金には、次のようなものがあります。

- 取得した時
 - ㊦……国 税
 - ㊧……道府県税
 - ㊨……町 税
 - ㊩不動産取得税（土地又は家屋を取得した場合・下記参照）
 - ㊪特別土地保有税（一定規模以上の土地の取得があった場合）
 - ㊫相続税（土地や建物などを相続した場合）
 - ㊬贈与税（土地や建物などの贈与を受けた場合・下記参照）
 - ㊭登録免許税（土地や建物を登記するとき）
 - ㊮印紙税（土地や建物の売買契約書、請負契約書を作成したとき）
- 持っている時
 - ㊯固定資産税
 - ㊰都市計画税
 - ㊱特別土地保有税
- 貸した時
 - 不動産所得に㊲所得税・㊳県住民税
 - 権利金（譲渡所得・不動産所得）に㊴所得税・㊵県住民税
- 売った時
 - 譲渡所得に㊶所得税・㊷県住民税
 - 売買契約書に㊸印紙税

した段階的な負担調整の措置
が適用されているからです。
六十年度の評価替えに伴う
六十年度から六十二年まで
の税負担については、宅地な
どの場合には毎年度の税負担
の増加が三割を超えない範囲
で、一般農地の場合には毎年
度の税負担の増加が最高一割
を超えない範囲で、負担調整
をすることとなっています。



段階的な
負担調整

一口知識

不動産取得税

この税は土地を売買、贈与、
交換、埋立などによって取得
したり、家屋を新築、増改築、
売買、贈与、交換などによっ
て取得した人にかかります。

納める税額は「取得時の価
格に百分の四を乗じた額」で
す。取得時の価格とは、土地、
家屋のうちすでに町の固定資
産課税台帳に登録されている

贈与税

個人から年間六十万円を超
える財産をもらったときには、
贈与税がかかります。

会社など法人から財産をも
らったときには、贈与税はか
かりませんが、一時所得とし
て所得税がかかることになっ
ています。

税額は左記の計算方法によ
ります。

贈与税の申告は贈与を受け
た年の翌年二月一日から三月
十五日（昭和六十一年分は六
十二年三月十六日）までです。

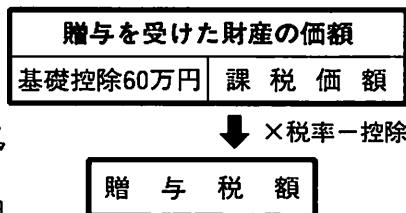
贈与税には、結婚期間二十
年以上の夫婦の間で居住用不
動産の贈与があったとき、一
定の要件にあてはまれば最高
千万円までの配偶者控除が受
けられたり、親や祖父母から
六十一年から六十二年末まで
の間に住宅取得資金の贈与を
受けたとき、一定の要件にあ
てはまれば三百万円まで贈与

ものはその価格により、新築
や増改築、埋立のように新た
に不動産を取得した場合は県
が調査して決めます。

ただし、昭和六十四年六月
三十日までに住宅を取得した
場合の税率は百分の三となり、
五十六年七月一日以後六十四
年六月三十日までに一定の住
宅用土地を取得した場合は税
額の四分の一が軽減されます。

くわしくは山口県税務所
（山口市神田町六十、電話
山口〇三一一）まで。

●贈与税の計算



個人から年間60万円

税がかからない特例がありま
す。

くわしくは山口税務署（山
口市黄金町七二二十八、電話
山口〇三三〇〇）まで。



税を知る週間 11月11日〜17日

この社会

あなたの税がいきっている

①税および財政の現状の説明
 ②身近な税知識の普及

国、県、市町村は、私たちが豊かで安定した暮らしができるように、幅広い施策や活動をしており、税金はそのための大切な財源となっています。また、税金は私たちの日常生活に、いろいろなかわりをもっています。

③税務相談窓口のPR
 などに重点を置き、税金の仕組みや使いみちなどみなさんに正しく理解していただくための活動をするにしています。

その一つとして、町と山口税務署では、十一月九日町産業祭の会場で、「税の資料」を配布したり、期間中の十二日(木)午前十時半から午後三時まで農協本部一階会議室で税金についての相談や質問に

応じることにしています。

十二月は、サラリーマンが毎月の給料やボーナスから差し引かれた税金と、一年間の給与所得に対する税金との差額を精算する年末調整の月です。この年末調整は、サラリーマンにとって確定申告に代わる大切な手続きで、大部分のサラリーマンは、この年末調整によってその年の納税が完了することになります。

率をかけてその年の所得税を計算します。

給与所得控除額は左記のとおり。

◆ 毎月の源泉徴収と年末調整 ◆

年末調整の説明会

11月21日に開催

山口税務署は昭和六十一年分の給与所得者に対する税金の差額を精算するための年末調整説明会を次のとおり開きます。会社などで給与関係の事務を担当されている人はご出席ください。

▽日時 十一月二十一日(金)午後一時半から

▽場所 町公民館二階大会議室

必要です。

◇確定申告をしなければならぬ場合◇

一、給与の年間収入額が千五万円を超える人

二、給与以外の所得が二十万円を超える人

三、二か所以上から給与をもらっている人

◇確定申告ができる場合◇

一、医療費控除を受ける人や、災害などにあつて雑損控除を受ける人

二、今年初めて住宅取得控除を受ける人

白色申告者の記帳記録保存制度

青色申告をしていない人で事業所得など(事業所得、不動産所得、山林所得)のある人(白色申告者)は記帳や書類の保存などをしなければならぬことになっています。

◇記帳制度◇

昭和六十年分または六十一年度の事業所得などの金額が三百万円を超える人(青色申告者を除く)は、帳簿を備え付け、その年の総収入金額や必要経費について記帳しなければなりません。

◇記帳保存制度◇

事業所得などのある人(青色申告者を除く)で、記帳制度の対象となる人は七年間の



保存、記帳制度の対象とならない人でも、昭和六十一年分の確定申告書を提出した人や、六十一年分の確定申告書または総収入金額報告書を提出する人などは、その業務に関して作成したり受領した帳簿書類などを整理して、五年間保存しなければなりません。

◇収支内訳書添付制度◇

事業所得がある人(青色申告者を除く)が、確定申告書を提出する場合には、その所得に関する総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

◇総収入金額報告制度◇

事業所得などの総収入額が五千万円を超える人は、確定申告書を提出する人を除き、その収入金額の合計額などを記載した総収入金額報告書を翌年三月十五日までに提出しなければなりません。

サラリーマンと税金

今年就職された新入社員はもう何度が給料手にされたはずですが、このサラリーマンの給料やボーナスには所得税がかかります。

給料に対しては、給料やボーナスを受け取る時天引きで差し引かれていますので、自分の税金がどのよう

◇給与所得と年税額の計算◇

給与の年間収入金額から、サラリーマンの必要経費に当たる「給与所得控除額」を差し引いたものを給与所得とい

基礎控除や扶養控除などを差し引いた残額(課税所得)に、税

給与所得控除額

給与の年収入額	給与所得控除額
一四二万五、〇〇〇円以下	五七万円
一四二万五、〇〇〇円超	年収入×四〇%
一六五万円以下	年収入×三〇%+
一六五万円超	年収入×二〇%+
三三〇万円以下	年収入×一〇%+
三三〇万円超	年収入×五%+
六〇〇万円以下	年収入×五%+
六〇〇万円超	年収入×五%+

心民館だより



◀おとしよりも体力づくり
(高齢者オリンピック)

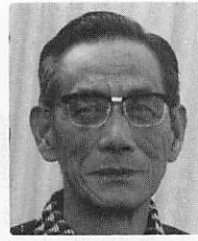
読書は 永遠の ニューメディア

読書週間

みなさん読書していますか。十月二十七日から始まった読書週間は十一月九日までです。今年も、読書週間が始まって四十年目。テーマは「読書は永遠のニューメディア」。

本(良書)は人生にとってかけがえない友です。大いに読書しましょう。

わたしも読書してます



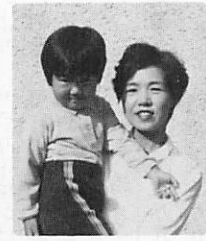
砂三 岡部 安雄

「公民館図書にもう少し、歴史をいかにすこやかに生きるか。」

すこやかさは 体力づくりや学習から 高齢者教室

高齢者教室(町公民館主催)の「高齢者歩こう会」が十月二十二日岡山霊廟でありました。当日は、教室生約九十人が徒歩で参加。参加者は午前中明栄寺の釈野憲章住職から「すこやかに生きる」という講話に熱心に耳を傾けていました。また、講話終了後は同所でみんなが昼食をとり、体力づくりに学習に

スポット・ライト



浜 柄沢 幸子 がおる

「いつも公民館図書を利用し

同和教育推進大会：十一月二十一日

同和教育推進の促進を

町と同教育委員会、町同和教育推進委員会では十一月二十一日(金)午後一時から町公民館

と、すがすがしい一日を満喫



スポット・ライト

ています。子どもの本が多くあり、子どもといっしょに楽しく読んでいます。」



南祝 工藤久美江

「公民館図書を大いに利用しています。これからも、いろいろな本を読み続けていきたいですね。」

当日は、推進委員の村長千恵子さんから「県外研修の報告」阿知須中生徒から募集した標語の表彰、三輪和夫先生(下関市立養治小教頭)の講演「同和教育の解決をめざして」などがあります。参加については各地区、各団体でとりまとめていますのでぜひご参加下さい。

ただいま3歳 視聴学習会

町公民館で

テレビ番組「ただいま3歳」の放送を通じて、幼児期の子どもの特性や親のあり方について学ぼうと、ただいま3歳巡回学習会が町公民館で開催されま



私と民謡

松前音頭あれこれ

平岩真治(砂二)

当地に伝わる民謡に松前音頭という威勢のよい掛合形式の唄があります。その昔、お祭りはなやかな時代に、美声を聞かせた名人級の人を多数知っています。すでに故人になられた人もいらつしやいます。



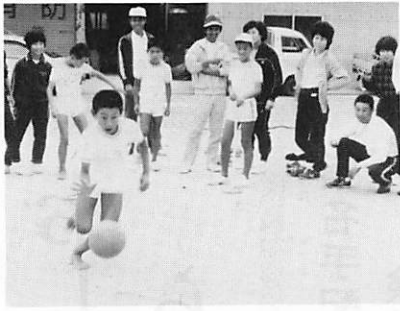
だけに、お祭りの山車を引き出す時の音頭やお神輿をもみ合う音頭に適するのかもしれない。単調素朴な民謡ですが、愛好者のみなさん松前音頭をいつまでも保存していこうではありませんか。

◇各種大会の成績◇

- ▽スポーツ少年団運動会(10/10)
- ①柔道スポーツ少年団
- ②阿知須ジュニアバレーボールクラブ
- ③少年野球クラブ
- ④井関サッカースポーツ少年団
- ⑤積心館道場
- ⑥少林寺スポーツ少年団

古い写真はありますか

町教育委員会では、古い写真ありませんか。



さてタイムは？(健康
体力づくりの集い)



文化祭に菊の「錦帯橋」を
出品した福寿会の会長

藤井 竹松 さん(まこ)

—— 且門松 ——



はというこ
とになりま
して……以
来、私と木
原さんとあ
と四・五人

且地区の老人クラブ「福寿会」(会員数七十人)は町公民館で開かれた町民文化祭の菊作品展に錦帯橋を形どった菊を出品、胆精込めて仕上げた作品だけに、会場を訪れた人たちの足をひき止めました。

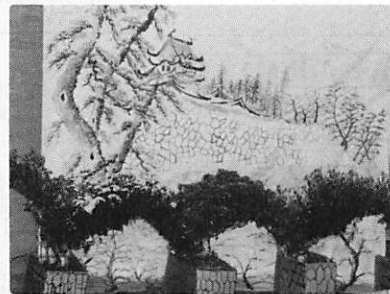
「昨年は「男なら」昨年は「加賀の千代女」の菊人形を出品されましたね。

「いまでも文化祭には菊を出品していましたが、副会長の木原百合夫さんが「菊人形」はどうだろうかと提案され、それで

が中心となって制作しています。」

菊づくりは月日がかかるようですが……

「考えをまとめて本格的に取り組むのは四月ごろですから、半年がかりです。文化祭の時期に合わせて花を咲かせるように、芽を摘んだりして育てるのですが、



岩国城の絵を背景に出品された「錦帯橋」

これが一番むつかしいですね。菊人形は菊を切って水こけに刺して飾ります。色のつりあいをとるのもなかなかむつかしいですよ。」

福寿会は文化祭への出品以外にどんな活動をしておられますか

「シイタケ栽培を昭和五十四年

短歌

三住 清子

わが苑の長寿者たちの表彰式を
新館ロビーで目出度く行う

塩見 チヨコ

そばそばと降るとも見えし秋の
雨木の葉木の実もぬれてゆれを

古谷 ハナコ

美しく老いたまよと苑長の言
葉に少し粧ひいでぬ

平海 アサノ

孫の嫁花さく頃を楽しみになれ
ぬ手つきで種をまき居る

正司 ウメノ

童顔の如くやさしき野仏を仰ぎ

て見たり鎌倉に来て

藤重 アヤ子

捨石に群れて憩へる白鷺の黄色
き嘴胸にあづけて

松尾 君代

逝きし人作り置きたる落花生そ
の二升余に吾は泣きたり

木原 百合雄

土に生きた土に埋もる吾身なれ
ば花に親しみ余生送らむ

渡辺 宮子

黒生地を広げ線ひく隣る部に活
けるあさりの汐をふく音

松代 二郎

老人会僧の法話を吾が聴きつ何
の泪かとめどなくでる

松重 三次

子規、虚子のみずみずしさの書
を見れば我はかなしや喜寿とも

言へず

藤重 幾代

裏敷にムクドリの声騒がしく朝
の空には白き月あり

砂村 ヤス子

水仕事手伝の好きなあかり・ゆ
き今日もやりすぎ叱る声する

田頭 フテ

青田稲次第に実のり日夜とも雀
おどしの音きこえくる

村田 ウメノ

さげ膳の手伝いすらも心地よく
短歌ちぎり絵生きたいの吾

吉村 米一

くりの実の落ちて静かにも思
ふはぎの小花に秋もふけゆく

河合 ヨネ

今いづこ不明となりし猫の子を
思いやるだに胸せまり来る

まちの伝言板

生涯スポーツの講演会

阿知須中学校は十一月十八日(火)午後一時から町公民館で「生涯スポーツに向けて」と題しての講演会を開きます。講師は筑波大学の木昭一郎教授。

岩倉が農閑期に スポーツの練習

岩倉地区の人々は毎週土曜日の夜、勤労者体育センターでインディアカ、バドミントン、卓球の練習に励んでいます。

区民のスポーツ振興と親睦をはかるため岩倉自治会体育部が提唱、農閑期の十一月から三月まで続けることになっています。

善意はここに

〈町社会福祉協議会〉

◇香典返し▽古谷美子さん(浜)は夫貞次さんの▽浅野トミ子さん(浜)は夫忠雄さんの▽中本清さん(寺河内)は父算次さん

田中順幸長女智恵美 9・23 向井関

よるに かなしみ

出生(おすこやかに)

親の名 続柄子の名 月日 住所
野上謙道長男裕 太10・2小 西
早瀬義貞長男勇 介9・22飛 石

死亡(ご冥福を祈ります)

氏名 死亡月日 年齢 住所
西原幾太郎 10・11 78 小南
中村シマ子 10・11 69 赤迫
林 壽雄 10・22 57 築地
石井 貞雄 10・22 67 繩北
(十月二十五日受付分まで)

わすれ ないでね

11月のメモ

- 7日 三歳児健康診査（公、後1時半）
- 9日 町産業祭
- 11日 健康相談（役、前9時半）育児相談（役、後1時半）
- 20日 無料法律相談（役、前9時）心配ごと相談、交通事故相談（公、10時）
- 21日 町同和教育推進大会、（公、後1時半）三種混合（役、後1時半）
- 23日 本読みの会（公、前10時）
- 28日 麻しん（新井医院、後2時～3時）（役＝役場、公＝公民館）

今月の納税～11月～

○国民健康保険税

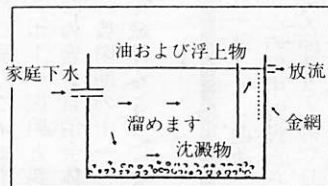
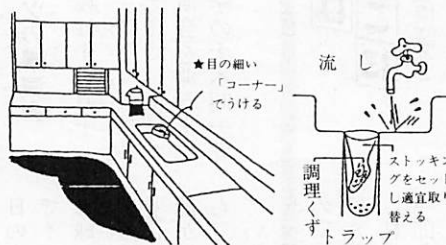
人の動き（国勢調査との比較）

住民登録 (昭和61年10月31日現在)	国勢調査 (昭和60年10月1日)
8,350人……………人	口……………8,407人
3,895人……………男	性……………3,866人
4,455人……………女	性……………4,541人
2,278世帯……………世帯数	……………2,330世帯

10月分の人の動き

出生……………2人	転入……………17人
死亡……………6人	転出……………24人

犬は正しく飼いましょう
犬をいつも放し飼いにしたり、夜だけ排せつ運動などをさせるために放してやったりすることは県条例に違反しています。
また、運動をさせるときは、糞のあと始末をしてください。糞のあと始末をするのは飼い主の責任です。
他人に迷惑をかけないようにしましょう。



指名手配犯人の

検挙にご協力を

11月は「指名手配者の捜査強化月間」

十一月一日から三十日まで
は指名手配被疑者の捜査強化月間です。
指名手配犯人の中には、殺人、強盗、放火などの凶悪な犯罪をはじめ、窃盗や詐欺などの犯罪を犯したものも多く、犯人約四千四百人を指名手配

一日も早く犯人を検挙して、社会から隔離しなければ再び犯行を繰り返すおそれがあり、平和な生活を脅かすことになり
ます。
全国の警察は、このような



通報された方の秘密は固く

守り迷惑をおかけしませんので、安心して一一〇番するか最寄りの警察署や派出所に連絡してください。皆さんのご協力をお願いします。
(小郡警察署)

おし
らせ



して、行方を追っています。警察では、これらのうち公開捜査する犯人については、人目のつきやすい駅、バス停留所、パチンコ店をはじめ、警察署や派出所などに指名手配犯人のポスターを掲示して一人でも多くの犯人を検挙することを目指しています。

指名手配ポスターには、犯人の面相、身体特徴などが詳しく載っていますので、犯人に似た者を見たり、聞いたりしたときは一一〇番してください。

家庭排水をきれいに

最近、川や水路の汚れが目立っているようです。これは家庭排水が原因していると言われていますが、特に残飯類がそのまま流れているなどの苦情が多く寄せられています。川や水路に直接家庭排水を流しておられる人は、図のようにストッキングやコーナーで調理くずを受けたり、また、溜めますを設けて残飯などを取り除いて流しましょう。ちよつとした心がけて水もきれいになります。ご協力ください。

ぼくの学校 わたしの学校

11月

- 阿知須小学校
16日 日曜参観日
29日 校内持久走大会
- 井関小学校
16日 日曜参観日
- 阿知須中学校
14日 実力テスト（2・3年）
20日 クラスマッチ（1年）
25日 クラスマッチ（2年）
28日 クラスマッチ（3年）